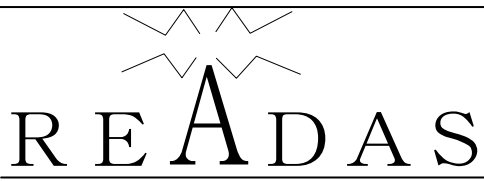


|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>5949<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br>リーダスクラブFAXニュース<br>(2018年)平成30年 5月 7日 月曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 平成29年7月～9月分の裁決事例を公表

**Q**：平成29年7月から9月の裁決事例が公表されたそうですが、どんなものがありましたか？

**A**：次のものがありました。

### 【解説】

先ごろ、国税不服審判所から平成29年7月から9月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が4件、所得税法関係が2件、法人税法関係が3件、消費税法関係が2件、国税徴収法関係が1件の全12件でした。

主なものには、次のものがありました。

### 【消費税法関係】

本件は、現実の取引金額が20万円を超える商品に、郵便発送伝票に20万円以下の価格を記載して輸出した取引につき輸出免税の適用が受けられないと税務署が更正処分をしたことにつき、取消しを求めた事案です。

請求人は、現実の取引金額が20万円を超える商品に、20万円以下の価格を郵便発送伝票に記載して輸出した場合に、何ら指摘を受けず輸出されたものは、簡易郵便物として輸出されたことになる。したがって、輸出許可を受ける必要もないので保存がないのは当然で、輸出許可証等の保存がなくても輸出免税の適用が受けられると主張しましたが、審判所は、郵便物の現実の取引価格が20万円を超えるのであれば、簡易郵便物として資産を輸出したことには該当せず、税関長の輸出許可書等の一定期間の保存がない限り、輸出免税規定は適用されないものと解すべきとして、請求人の主張を却下しました。

